

## 子ども・子育て会議規則

平成25年9月30日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例(平成25年条例第1号)第2条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項各号に規定する事務の処理に関する事。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更等に関する事項を調査審議すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援等(支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援及び基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。)に関する重要事項その他町長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民代表
- (2) 保育・教育・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 特別な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」となるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(次世代育成支援対策協議会規則の廃止)

2 次世代育成支援対策協議会規則(平成25年規則第20号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。